ＪＲ東海労ニュース

№２３５３
２０１９年１月２２日
ＪＲ東海労働組合

本人の同意なき一方的な休日出勤指定を解消せよ！第34回臨時大会決定に基づき会社に対して団体交渉開催を申し入れ！

本部は１月20日に開催した第34回臨時大会での決定に基づいて、「ＪＲ東海労第34回臨時大会決定に基づく本人の同意なき一方的な休日出勤指定に関する申し入れ」を申第25号として、団体交渉の開催を求めて以下の通り１月21日に会社に提出しました。

１．　本人の同意なき一方的な休日出勤は指定しないこと。

２．　前月10日の休日予定表に休日出勤指定予定日を明らかにすること。

３．　休日出勤指定予定に対して、年休時季指定した場合は本人の同意が得られなかったとみなし、休日出勤指定を行わないこと。

４．　組合員が時季指定した年休をすべて発給すること。

５．　休日出勤を解消するために、適正な要員を措置すること。

６．　要員確保のために、乗務員の養成数を増やすと共に、養成を見越した社員数を採用すること。

７．　専任社員には休日出勤を指定しないこと。